

## **無限責任中間法人 全国養護福祉会に対する行政処分について**

無限責任中間法人「全国養護福祉会（本部：東京都新宿区）」については、保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）附則第 3 条に基づく特定保険業者の届出を行っているが、同福祉会に対して、保険業法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項において読み替えて適用する保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 272 条の 22 第 1 項の規定に基づき報告を求めたことにより、以下の事実が認められた。

同福祉会は、保険募集に際して、平成 20 年 4 月 1 日以降における保険業の継続等に向けた具体的な措置を講じないまま保険期間が長期にわたる保険契約の募集を行っていること並びに当該事実について保険契約者及び被保険者に対し明確な説明を行っていないこと、保険募集に際して、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと等保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 18 年内閣府令第 9 号）附則第 9 条第 1 号に掲げる措置を講じていないことが認められた。

このような同福祉会の状況は、保険業法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項において読み替えて適用する保険業法第 272 条の 25 第 1 項に該当すると認められる。

このため、本日、同福祉会に対して、保険業法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項において読み替えて適用する保険業法第 272 条の 25 第 1 項の規定に基づき下記の行政処分を行った。

### 記

- 1．同福祉会が募集している保険の保障内容に鑑み、平成 20 年 4 月以降、保険業法等の一部を改正する法律に基づきどのような事業形態（保険会社、少額短期保険業者、保険契約の移転等）により保険業を継続するかについて具体的方策を策定するとともに、当該方策について、書面の交付等により保険契約者等に確実に説明するための措置を講じること。
- 2．保険募集に際して、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第 9 条第 1 号に定める措置（保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと等を記載した書面の交付により説明を行うことを確保するための措置）を講じること。

3．保険期間が平成 20 年 4 月以降に及び保険契約の募集を行う場合において、特定保険業者募集人が保険契約者及び被保険者に対し下記(1)から(3)に掲げる事項を書面の交付等により確実に説明するための措置を講じること。

- (1) 平成 20 年 4 月以降、どのような事業形態(保険会社、少額短期保険業者、保険契約の移転等)により保険業を継続するかについては未定であること。
- (2) 平成 20 年 4 月以降、同福祉会が保険業を継続するためには保険業法に基づき保険会社の免許又は少額短期保険業の登録を受ける必要があること。
- (3) 同福祉会が保険業法に基づき保険会社の免許又は少額短期保険業の登録を受けられない場合は、平成 20 年 4 月以降保険業を継続することができないおそれがあること。

4．上記 1．から 3．について、具体的内容及び実施時期を明記した業務改善計画を平成 20 年 1 月 11 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施終了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 2 週間毎に報告すること。

5．上記 2．及び 3．については直ちに措置を講じるとともに、当該措置の具体的内容及び実施状況を平成 19 年 12 月 27 日までに報告すること。

#### お問い合わせ先

関東財務局

理財部金融監督第 4 課

Tel : 048-600-1288 (直通)